

茨木市公告第 49 号

セクシュアルマイノリティ支援事業業務委託に係るプロポーザル公告について

セクシュアルマイノリティ支援事業業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 4 年 2 月 14 日  
茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目 的 セクシュアルマイノリティ当事者（以下、当事者という。）及びその家族が、性別にかかわらず個性を活かし、安心して生き生きと暮らせる社会をめざすため、セクシュアルマイノリティに関する啓発及び相談等に関する支援事業を実施する。
- (2) 業 務 名 セクシュアルマイノリティ支援事業業務
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日（令和 4 年 4 月以降）から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

1, 9 4 4, 0 0 0 円（税込）

なお、参考見積書の金額が、予算額を超過した場合は無効とする。

また、最終見積の予定価格については、予算額以下で設定する。

この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた令和 4 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外

の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 当事者やその支援者で組織される団体であり、セクシュアルマイノリティ支援について活動実績があること。

#### 4 プロポーザル実施要項・参加申込について

##### (1) 実施要項

別添のとおり

##### (2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で人権・男女共生課宛送信すること。

提出期限：令和4年2月25日（金）午後4時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(620)1725

※電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和4年3月1日（火）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 人権・男女共生課のページ

##### (3) 参加申込方法

ア 参加申込時の提出書類

①参加申込書（様式2）

②業務実績調書（様式3）

③統括責任者・担当者の経歴（様式4）

イ 提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和4年3月3日（木）午後4時まで

エ 提出方法：郵送又は持参

#### 5 問い合わせ先

茨木市市民文化部人権・男女共生課 担当：源本、大和

TEL 072-620-1640(直通) FAX 072-620-1725

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp